



健康一口メモ

仙台市医師会
広報委員
安田 朗雄

医療機関で処方される薬について、自動車の運転が禁止されている薬が多くある事を5月の本コーナーでご説明しましたが、今回は具体的にどんな薬が運転を禁止されているかという事と実際にどんな不利益が発生するかをお話しします。

春の花粉症の時期に処方される薬の多くは飲めば運転できません。飲んでも無条件で運転ができる薬はわずか3剤だけで、注意すれば運転できる薬も3剤だけです。これら6剤以外の抗ヒスタミン薬はすべて運転が禁止されています。

眠れない時に飲む睡眠導入剤や入眠剤のほとんどの薬が、夜飲んでも翌朝以降の運転が禁止されています。これはほとんどの薬の添付文書に「本剤の影響が翌朝以後に及び、眠気、注意力・集中力・反射運動能力などの低下が起ころうことがある」との記述があるためです。

抗うつ剤のほぼすべて、また最近よく出されるプレガバリンやトラマドール含有剤などの痛み止めも飲めば運転はできません。

運転禁止を無視して、こういった薬

飲んだら乗れない

を飲んで自動車事故を起こした場合はどうなるのでしょうか。実は判例がありますので注意喚起のためにお示しします。睡眠導入剤を飲んで眠っていましたが、緊急の要件で呼ばれたため運転して仕事場に向かう途中で自損事故を起こし自動車が全損したケースです。保険会社が薬物運転は約款違反で保険金を支払わないとしたため、裁判を起しました。一番は保険金支払いの免責とされました。その後高裁は一番判決を支持、上告しましたが棄却され、運転者の敗訴が決まりました。

これは自損事故の例で、しかもけが人がいない状況ですが、それでも事故を起こした場合には保険会社は「麻薬等運転免責条項」と「保険契約者等の『重大な過失』に基づく免責」を主張してきます。さらに人身事故ともなれば保険金が出なければ大変な事になります。薬の処方を受けたら、運転が可能かどうかお医者さんや薬剤師によくご確認ください。

〔安田クリニック／泉区寺岡〕



CANADA輸入住宅
全国No.1
※カナダ大使館調べ



すべての家族に「心地よい暮らし」を

Good Quality Good Price Good Design

セルコホーム

スポーツの秋！応援するなら「紙製メガホン」 お祭りには「紙うちわ」

印刷おまかせ.com

印刷おまかせ

検索

<http://www.insatsuomakase.com/>



▲定番丸うちわ



▲扇子うちわ



▲紙製メガホン



株式会社 イメージパーク

本社

〒984-0001 仙台市若林区鶴代町4番12号
TEL 022-236-7202 FAX 022-284-8895
URL <http://www.imagepark.co.jp/>